

第63期 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2022年6月29日（水曜日）午前10時

場 所

静岡県静岡市清水区島崎町223番地
静岡市東部勤労者福祉センター 清水テルサ 7階

郵送による議決権行使期限

2022年6月28日（火曜日）午後5時まで

目 次

| | |
|--------------------|----|
| 第63期定時株主総会招集ご通知 …… | 1 |
| 事業報告 …… | 2 |
| 連結計算書類 …… | 20 |
| 計算書類 …… | 23 |
| 監査報告書 …… | 26 |
| 株主総会参考書類 …… | 34 |
| 第1号議案 剰余金の配当の件 | |
| 第2号議案 定款一部変更の件 | |
| 第3号議案 取締役8名選任の件 | |
| 第4号議案 監査役3名選任の件 | |

新型コロナウイルスの感染症の拡大防止の観点から可能な限り書面による事前の議決権行使をご選択いただきますようお願いいたします。

本株主総会会場におきましては、マスクの着用、入場前のアルコール消毒及び検温を実施させていただきます。なお、発熱等体調不良が見受けられる方には、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。予めご了承の程、お願い申し上げます。

本株主総会にご出席される株主様は、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

証券コード 9964

2022年6月8日

株 主 各 位

静岡県静岡市清水区三保387番地7

株式会社 **アイテック**

代表取締役社長 大 畑 大 輔

第63期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第63期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時までには到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
 2. 場 所 静岡県静岡市清水区島崎町223番地
静岡市東部勤労者福祉センター 清水テルサ 7階
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第63期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第63期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の配当の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役3名選任の件 |

なお、本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.itec-c.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載いたしていません。

したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.itec-c.co.jp/>）に掲載させていただきます。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社役員及び従業員が取引先に対して外注費を過剰に支払い、キックバックを受けていた疑いが生じた件につきまして、株主・投資家の皆様をはじめ、多くの取引先の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけいたしておりますことを心より深くお詫び申し上げます。

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大懸念や雇用情勢の悪化により、景気の減速感が強まるなか、生産や輸出を中心に持ち直しの動きが見られ、企業収益においても非製造業では弱さが見られるものの、総じて見れば持ち直しております。また、海外経済におきましては米国等を中心に回復しているものの、米中貿易摩擦の激化やウクライナ情勢などの地政学的リスクの懸念もあり、先行きは不透明感が高まっております。

当鉄鋼流通加工業界におきましては、オリンピック関連投資と首都圏の再開発案件の端境期となり鋼材の荷動きは低迷しているものの、一昨年12月より急騰したスクラップ価格は何度か踊り場を迎えつつも着実に上昇し、現状も高値圏で推移しております。また、鉄鉱石や石炭等の資源価格は急速に上昇しており、更にウクライナ情勢が世界の資源価格の不安定化に拍車をかけております。このような状況から、国内鉄鋼メーカーは繰り返し製品の値上げを発表しており、自動車産業の一時的な生産の回復に加え、低燃費船舶の需要増加から造船業も急回復しており、限られた鉄源の配分から、建材向け製品への供給量は一時大幅に削減されました。これらから鋼材の出荷量は伸び悩んでいるものの、鋼材価格は急速な上昇となりました。

このような環境下にありまして当社グループは、各地域において、地道な営業活動により販売エリアの拡大・シェアアップを図っておりますが、販売先でありますゼネコンやファブリーケーターは、大型物件等の工期の長い案件につきましては、スケジュールに沿ってある程度の仕事量は確保しているものの、地方の中小物件等につきましては設備投資の中止や延期等から仕事量は減少しております。このような状況から出荷量は低迷しているものの、国内鉄鋼メーカーからの供給量も減っていた事から、市中在庫はタイトな状況が続いておりましたが、それらについても徐々に解消に向かいつつあります。

これらから鋼材の販売・加工事業につきましては、販売量は前期を若干下回る結果となりましたが、販売単価につきましては大幅に上昇している事から、売上高は前期を上回る結果となりました。

なお、鉄骨工事請負事業は、民間設備投資の回復には力強さがなく、鋼材の値上がり等もあり受注活動は厳しさを増しております。工事売上高につきましては、中小物件は完成物件数及び売上金額共に増加した事に加え、大型物件の売上高も進捗物件数も回復しつつあり進捗も進み大幅な増加となりました。これらの結果から当連結会計年度の売上高は84,578百万円（前期比24.8%増）となりました。

収益面におきましては、鋼材の販売・加工事業は、販売量の減少はあったものの、国内鋼材市況は急速に上昇した事から、収益率は大幅に改善いたしました。鉄骨工事請負事業は、売上高の増加に加えて、個別工事の収益性についても概ね堅調に推移した事から収益確保となりました。これらの結果から当連結会計年度の営業利益は6,861百万円（前期比301.4%増）となりました。また、営業外損益につきましては、一部連結子会社の退職金規程の整備に伴う退職給付費用118百万円の計上等により経常利益は6,800百万円（前期比271.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,277百万円（前期比269.3%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。
(鋼材の販売・加工事業)

鋼材の販売・加工事業は、建築関連の民間設備投資の回復には力強さがなく、このところ弱含みで推移しております。特に地方においては新規物件の発生も減少しており、鋼材需要は弱く、荷動きも低迷しております。このような状況の中、販売量は前期を若干下回る結果となりましたが、売上高は国内鉄鋼メーカーの相次ぐ値上げ発表から、鋼材市況も呼応し、販売単価は月を追うごとに上昇した事から、前期を大幅に上回る結果となりました。

品種別に見ますと、当社主力のH形鋼は従来からの建築向けには概ね堅調に推移したものの、土木向けにつきましては販売量が大幅に前期を下回る結果となりました。その他条鋼につきましては、ホットコイルの品不足等から大手軽量形鋼メーカーは生産調整をした事などにより、自社製品でありますC形鋼、カクパイプが大幅に増加した事に加え、アングル等も堅調に推移しました。しかしながら、H形鋼の減少を補うことはできず条鋼類の販売量は前期を若干下回る結果となりましたが、販売金額は価格上昇により大幅な増加となりました。また、鋼板類は、建築向けの切板及び切断用母材等は大幅に増加しましたが、土木向けの敷板等が大幅に減少した事に加えて、当社にて製造販売をしている合成スラブ用デッキとフラットデッキ等は一時出荷量が低迷しておりましたが、徐々に回復しており、出荷量は前期並となり販売金額は増加となりました。これらの結果、販売量は前期を下回る結果となりましたが、販売金額は増加となりました。鋼管類は、在庫出荷のロール成形コラム及び物件対応のプレス成形コラム共に堅調に推移した事に加えて、パイプ類も好調だった事から、販売量は前期を上回り、販売金額はコラムの価格上昇もあり大幅な増加となりました。以上の結果から、売上高は66,652百万円（前期比20.3%増）、セグメント利益は鋼材市況の急騰を受け、収益率は急速に改善した事から6,554百万円（前期比383.9%増）となりました。

(鉄骨工事請負事業)

鉄骨工事請負事業は、民間設備投資は持ち直しに力強さがなく、首都圏を中心とした再開発や大型物件につきましては、オリンピックの開催延期に伴い若干の工程変更等はあったものの、総じて計画通りに進むものと考えられますが、地方の中小物件等については中止や延期等もあり、受注状況は厳しさを増しております。売上高につきましては、中小物件は多くの物件が完成を迎え売上高が増加した事に加え、大型物件はオリンピック後の再開発物件等が動き出しており、進捗物件数も回復してまいりました。これらの結果、売上高は16,959百万円（前期比39.9%増）となりました。また、収益につきましては、引き続き工事管理部門の強化や鉄骨加工子会社の原価低減を進めているものの、一部工事において外注費の増加などがあり、セグメント利益は1,033百万円（前期比0.3%減）となりました。

(その他事業)

その他は、従来の運送業及び倉庫業に加え、当連結会計年度の期首より機械販売業1社が連結範囲に加わりました。運送業についてはグループ内の輸送が減少する中、グループ外の鉄骨製品輸送を積極的に行った事から売上高は前期を上回る結果となりました。また、倉庫業につきましては昨年6月末日をもって事業を停止しましたが、機械販売業も堅調に推移したことから売上高は966百万円（前期比281.0%増）、セグメント利益は284百万円（前期比307.1%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は1,152百万円で、主要なものは、南関東支店のH形鋼加工ラインの新設及び東京支店のフラットデッキプレート製造ラインの改修等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、増資・社債発行による資金調達は行っておりません。なお、設備投資資金につきましては、自己資金により充当いたしました。

(2) 財産及び損益の状況

| 区 分 | 第 60 期 (2019年 3 月期) | 第 61 期 (2020年 3 月期) | 第 62 期 (2021年 3 月期) | 第 63 期 (当連結会計年度) (2022年 3 月期) |
|--------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------------------|
| 売 上 高 (千円) | 89,906,557 | 83,366,994 | 67,785,256 | 84,578,747 |
| 経 常 利 益 (千円) | 4,750,489 | 4,355,292 | 1,830,400 | 6,800,985 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円) | 3,794,261 | 2,689,957 | 1,158,073 | 4,277,206 |
| 1 株当たり当期純利益 (円) | 348.05 | 245.73 | 127.30 | 520.66 |
| 総 資 産 (千円) | 72,758,551 | 67,784,275 | 61,338,673 | 76,530,549 |
| 純 資 産 (千円) | 31,776,482 | 33,928,844 | 30,826,234 | 34,319,412 |
| 1 株当たり純資産額 (円) | 2,885.48 | 3,062.80 | 3,578.90 | 4,355.74 |

- (注) 1. 過年度の会計処理に関して、一部不適切な処理が含まれていることが判明し、過年度に遡り訂正しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名 | 資 本 金 | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|-----------------|----------|----------|---------------|
| 中央ロジテック株式会社 | 20,000千円 | 99.0% | 貨物自動車運送業 |
| 静清鋼業株式会社 | 45,000千円 | 100.0% | 鋼材販売業 |
| 株式会社浜松アイ・テック | 80,000千円 | 100.0% | 鋼構造物加工業 |
| ファブ・トーカイ株式会社 | 32,000千円 | 68.8% | 鋼構造物製作販売業 |
| 大川スチール株式会社 | 50,000千円 | 100.0% | 鋼構造物製作販売業 |
| 株式会社オーエーテック | 60,000千円 | 100.0% | 鋼構造物製作販売業 |
| 株 式 会 社 ミ ヤ ジ マ | 1,000千円 | 100.0% | 鉄鋼加工機械等販売業 |

- (注) 株式会社ミヤジマにつきましては、重要性が増したことから、連結子会社に含めたことから、重要な子会社として記載しております。

(4) 対処すべき課題

(外注費の過剰支払い及びキックバックの件)

当社役員及び従業員が取引先に対して外注費を過剰に支払い、キックバックを受けていた疑いが生じた件につきましては、第三者調査委員会の調査報告書において発生原因といたしましては、コーポレート・ガバナンスの機能不全、コンプライアンス意識の欠如等を上げられており、会社として非常に重く受け止めております。

今後の会社経営におきましては、ガバナンス・コンプライアンスの一層の徹底に取り組み、取締役会の運営改善、ガバナンス・コンプライアンス体制強化のための人材補強、鉄骨工事請負事業における業務プロセスの見直し及び東京支社のガバナンス強化等再発防止の取り組みを着実に進めて参ります。

(鉄骨工事請負の採算及び収益認識の件)

当社の請け負う、大型の鉄骨工事物件につきましては、詳細な実行予算を作成し、採算性を十分に検討の上、最終的な契約締結の判断をしておりますが、建築物件が大型化・複雑化する中で、契約受注時には採算が見込まれたものの、建築途中での大幅な設計変更や工事進捗に応じて詳細な図面が決定するという業界慣行等から、想定外の追加コストの発生や工期遅延等を回避するための追加の費用発生の可能性があります。その為、工事進捗に応じて常に工事原価総額の正確な見積りを行うとともに、下請業者への発注金額の正当性についても内部統制システムや業務フローを通じてチェック体制の強化に努めて参ります。

また、履行義務の充足に係る進捗度の測定におきましても更に精度向上に努め、精緻な収益認識を行って参ります。

(営業の課題)

今後の経済状況の見通しにつきましては、ワクチン接種等により新型コロナウイルス感染症の収束が期待されるものの、新たな変異種の出現により今後も感染拡大と収束を繰り返す事が予想され、社会経済の回復には今しばらく時間を要すると思われれます。また、ウクライナ情勢等から世界的に資源価格は上昇しており、金融資本市場においても変動によるリスクが懸念され、先行きの予想は非常に困難な状況にあります。

当鉄鋼流通加工業界におきましては、鋼材市況はいずれの品種においても過去の最高値付近まで上昇しているものの、鉄鋼石・石炭等の資源価格やスクラップ価格は上昇しており、それらの影響や脱炭素に向けたコストアップを受け国内大手鉄鋼メーカーは更なる製品価格の値上げを表明しております。民間設備投資の本格的な回復がほど遠い中、鋼材をはじめとする各種建設資材の高騰が、今後の設備投資意欲の減退に繋がらないかが懸念されます。このような状況から、鋼材市況はメーカー、鋼材流通及び最終需要家の間で、神経質な値動きとなり、予断を許さない状況が続くものと予想されます。

このような状況にありまして当社グループは、鋼材市況に左右されない収益基盤の構築のため、自社での製造販売に注力しており、合成スラブデッキ、フラットデッキ、C型鋼、カクパイ

プの拡販を進めると共に、新たな製品の開発にも取り組んで参ります。また、鉄鋼流通業といったしましても、従来からの建設業向けはもちろんの事、土木業や製造業など幅広く各地域に根ざした営業を展開し、さらなる販売エリアの拡大と地域シェアアップに向けて、加工設備の新規導入・リニューアルや事業拠点の整備を進めて参ります。

鉄骨工事請負につきましては、首都圏においては再開発の案件が計画されており、また一部の製造業においては経済安全保障の観点から国内回帰の可能性も示唆されております。これらの情報を精査し受注活動を進めると共に、グループ子会社・外注加工会社と結束し鉄骨製品の品質向上を図ると共に、工場での製作コストや物流コストの徹底的な見直しや工事現場での職人の適正配置等、工事原価管理や工程管理を見直し収益の確保を目指します。

なお、CSR（企業の社会的責任）につきましても、企業倫理の重要性を再認識し、業務執行の透明性、公正性を確保すべくコーポレートガバナンスの充実、コンプライアンスの徹底に努めると共に、SDGsやESG経営にも積極的に取り組んで参ります。

株主の皆様におかれましても、なお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) **主要な事業内容**（2022年3月31日現在）

当社グループは、当社及び子会社11社で構成され、鋼材の販売・加工、鉄骨工事請負、倉庫業及びそれらに関連した運送等を主たる業務としております。

当社グループの事業内容は次のとおりであります。

鋼材の販売・加工事業…… 主要な商品・製品はH形鋼、鋼板、コラム、カクパイプ、C形鋼、合成スラブ用デッキプレート、フラットデッキプレート、ビルトH形鋼等であります。

鉄骨工事請負事業…………… 当社がゼネコン及び総合商社より鉄骨工事を請負い、子会社のファブ・トーカイ(株)、大川スチール(株)、(株)オーエーテック及び当社の得意先である鉄骨加工業者等に鉄骨加工を依頼しております。

その他事業…………… 運送業、倉庫業及び機械販売業であります。

(6) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

①当社の主要な事業所

| | |
|-----------|--|
| 本 社 | 静岡県静岡市清水区三保387番地7 |
| 支 社 | 東京支社 東京都中央区 |
| 支 店 / 工 場 | 清水支店・工場 静岡県静岡市 東京支店・工場 千葉県富津市 北陸支店・工場 富山県射水市 関東支店・工場 埼玉県児玉郡美里町 相馬支店・工場 福島県相馬市 南関東支店・工場 千葉県山武市 豊橋支店・工場 愛知県豊橋市 甲府支店・工場 山梨県中巨摩郡昭和町 神奈川支店・工場 神奈川県厚木市 |

②子会社

| | |
|--------------|------------------------|
| 中央ロジテック株式会社 | 静岡県静岡市清水区三保387番地7 |
| 静清鋼業株式会社 | 静岡県静岡市清水区西大曲町9番32号 |
| 株式会社浜松アイ・テック | 静岡県袋井市中新田1800番地 |
| ファブ・トーカー株式会社 | 静岡県静岡市清水区三保387番地7 |
| 大川スチール株式会社 | 新潟県新潟市北区太郎代字山の下1523番地3 |
| 株式会社オーエーテック | 北海道札幌市東区北丘珠五条四丁目4番40号 |
| 株式会社ミヤジマ | 静岡県菊川市下平川1543番地の3 |

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 事業部門 | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------------|------|-------------|
| 鋼材の販売・加工事業 | 479名 | 8名増 |
| 鉄骨工事請負事業 | 245名 | 1名増 |
| その他事業 | 71名 | 2名増 |
| 全社(共通) | 20名 | 1名減 |
| 合計 | 815名 | 10名増 |

(注) 使用人数は就業員数(嘱託員、常用パートを含む。)であります。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 519名 | 3名減 | 40.3歳 | 10.3年 |

(注) 使用人数は就業員数(嘱託員、常用パートを含む。)であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

| 借入先 | 借入額 |
|----------------|-------------|
| 株式会社静岡銀行 | 6,551,000千円 |
| 株式会社みずほ銀行 | 1,900,000 |
| スルガ銀行株式会社 | 1,400,000 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 1,105,000 |
| 静岡県信用農業協同組合連合会 | 1,100,000 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 900,000 |
| 株式会社清水銀行 | 900,000 |

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 46,147,000株

② 発行済株式の総数 9,000,000株

(注) 2021年11月26日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は前期末と比べて2,300千株減少しております。

③ 株主数 1,000名

④ 大株主 (上位10名)

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|----------------|---------|---------|
| 株式会社OEホールディングス | 3,076千株 | 39.4% |
| 大 畑 大 輔 | 1,060 | 13.6 |
| 原 口 桂 | 528 | 6.8 |
| 山 下 仁 美 | 512 | 6.6 |
| 株式会社静岡銀行 | 385 | 4.9 |
| スルガ銀行株式会社 | 375 | 4.8 |
| 大 畑 榮 一 | 355 | 4.5 |
| 芥 好 夫 | 160 | 2.0 |
| 岡谷鋼機株式会社 | 98 | 1.3 |
| アイテック従業員持株会 | 78 | 1.0 |

(注) 1. 当社は、自己株式を1,185,726株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

| | 株 式 数 | 交付対象者 |
|----------------|---------|-------|
| 取締役 (社外取締役を除く) | 20,300株 | 3名 |
| 社外取締役 | 一株 | 一名 |
| 監査役 | 一株 | 一名 |

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告13頁「2. (3)③ 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

| | | 新株予約権等の内容の概要 |
|-----------------------|---|---|
| 取締役 (社外取締役を除く) | 名称 | 第1回新株予約権 |
| | 発行決議日 | 2015年9月28日 |
| | 新株予約権の数 | 76個 |
| | 保有している人数 | 2名 |
| | 目的となる株式の種類及び数 | 普通株式 7,600株 |
| | 新株予約権の行使期間 | 2015年10月15日から2045年10月14日まで |
| | 新株予約権の払込金額 (1株当たり) | 665円 |
| | 権利行使価額(1株当たり) | 1円 |
| | 権利行使についての条件 | 新株予約権者は、割当日から3年を経過した日又は当社の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使する事ができる。 |
| | 名称 | 第2回新株予約権 |
| | 発行決議日 | 2016年8月22日 |
| | 新株予約権の数 | 30個 |
| | 保有している人数 | 1名 |
| | 目的となる株式の種類及び数 | 普通株式 3,000株 |
| | 新株予約権の行使期間 | 2016年9月8日から2046年9月7日まで |
| | 新株予約権の払込金額 (1株当たり) | 564円 |
| | 権利行使価額(1株当たり) | 1円 |
| | 権利行使についての条件 | 新株予約権者は、割当日から3年を経過した日又は当社の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使する事ができる。 |
| 名称 | 第3回新株予約権 | |
| 発行決議日 | 2017年8月28日 | |
| 新株予約権の数 | 23個 | |
| 保有している人数 | 1名 | |
| 目的となる株式の種類及び数 | 普通株式 2,300株 | |
| 新株予約権の行使期間 | 2017年9月14日から2047年9月13日まで | |
| 新株予約権の払込金額 (1株当たり) | 1,034円 | |
| 権利行使価額(1株当たり) | 1円 | |
| 権利行使についての条件 | 新株予約権者は、割当日から3年を経過した日又は当社の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使する事ができる。 | |

- (注) 1. 「第1回新株予約権」につきましては、3名が権利行使した事により交付時より142個減少しております。
 2. 「第2回新株予約権」につきましては、2名が権利行使、1名が権利喪失した事により交付時より310個減少しております。
 3. 「第3回新株予約権」につきましては、4名が権利行使、1名が権利喪失した事により交付時より336個減少しております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

| 会社における地位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|----------|---------|---|
| 代表取締役会長 | 大 畑 榮 一 | 静清鋼業(株)代表取締役 (株)浜松アイ・テック代表取締役 大川スチール(株)代表取締役 (株)オーエーテック代表取締役 |
| 代表取締役社長 | 大 畑 大 輔 | 事業本部長 (株)OEホールディングス代表取締役 (株)ODホールディングス代表取締役 (株)相模鋼材商会代表取締役 |
| 取締役副社長 | 佐 野 芳 雄 | 大川スチール(株)代表取締役 |
| 常務取締役 | 伏 見 好 史 | 管理本部長 (株)オーエーテック代表取締役 |
| 常務取締役 | 円 谷 哲 | 東京支社長 |
| 取締役 | 志 村 太 一 | 事業本部副本部長兼営業統括部長 |
| 取締役 | 小 松 三 朗 | |
| 取締役 | 中 村 光 央 | 弁護士法人KURATA 代表社員 |
| 常勤監査役 | 伊 藤 雅 啓 | |
| 監査役 | 西 野 彰 | 税理士法人西野総合会計 代表社員 |
| 監査役 | 粕 谷 興 博 | 粕谷興博税理士事務所 税理士 |

- (注) 1. 取締役小松三朗氏及び取締役中村光央氏は、社外取締役であります。
2. 監査役西野彰氏及び監査役粕谷興博氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役伊藤雅啓氏、監査役西野彰氏及び監査役粕谷興博氏は、以下のとおり、財務及び会計等に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役伊藤雅啓氏は、長年当社の経営企画部門において、会計数値のベースとなる当社システムや運用業務等に携わり、経理部門とともに会社経営を支える部門に従事しておりました。
 - ・監査役西野彰氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。
 - ・監査役粕谷興博氏は、税理士の資格を有しております。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役廣澤浩一氏は、2022年1月24日開催の取締役会において辞任勧告決議を受け、同日辞任により退任いたしました。なお、退任時における担当は東京支社副支社長であり、重要な兼職はありませんでした。

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役及び監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者である役員がその職務の執行に関し、責任を負う事または当該責任の追及に係る請求を受ける事によって生ずる事のある損害が補填されます。また、当該保険の保険料は、全額会社負担としております。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月19日及び2021年6月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

- ・月額固定報酬については、代表権の有無、役職及び業務執行の状況を勘案して、代表取締役2名の合議により決定する。
- ・賞与分については、原則として月額固定報酬の2ヶ月分とする。
- ・役員が業務の都合により、寮・社宅の借受ける場合、個人負担分については、固定月額報酬に加算する。

b. 業績連動報酬等に関する方針

該当事項なし。

c. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬とする。

- ・毎年7月の定例取締役会を割当決議日とし、満65歳以下の常勤取締役に對し割当を行う。
- ・報酬の算定方法は、当該年度の月額固定報酬の2ヶ月分を割当決議日の2週間程度前の株数検討資料作成時の株価で割り100株単位に切り上げて、株数を算定する。

d. 報酬等の割合に関する方針

取締役の個人別の報酬等の額の全体に対する割合については、代表権の有無、役職及び業務執行の状況を勘案して決定しているため特段の定めはない。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

- ・月額固定報酬の支払時期は毎月末とする。
- ・全額を金銭報酬とする。
- ・固定報酬の賞与分についての支払時期は従業員の賞与支給と同様とし、全額を金銭報酬とする。

f. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の月額固定報酬額の決定は、経営に対する責任度合い、経営計画の進捗度合い等を総合的に考慮したうえで、社外取締役に事前確認を行い、その意見を踏まえた上で、代表取締役 大畑榮一及び代表取締役 大畑大輔の合議とする。なお、決定直後の取締役会にて社外取締役2名の承認を得るものとする。

- g. 上記のほか報酬等の決定に関する事項
該当事項なし。

ロ. 当事業年度に係る酬等の総額等

| 区 分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額 (千円) | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|------------------|--------------------|--------------------|-------------|---------------|-----------------------|
| | | 基本報酬 | 業績連動 報酬等 | 非金銭 報酬等 | |
| 取締役 (うち社外取締役) | 361,628 (4,800) | 331,793 (4,800) | － (－) | 29,835 (－) | 10 (2) |
| 監査役 (うち社外監査役) | 10,542 (3,600) | 10,542 (3,600) | － (－) | － (－) | 3 (2) |
| 合 計 (うち社外役員) | 372,170 (8,400) | 342,335 (8,400) | － (－) | 29,835 (－) | 13 (4) |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額(金銭報酬の額)は、2019年6月25日開催の第60期定時株主総会において年額500,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名(うち、社外取締役は2名)です。
また別枠で、2018年6月28日開催の第59期定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く。)に対し、譲渡制限付株式報酬額として年額200,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は6名です。
3. 監査役の報酬限度額(金銭報酬の額)は、1994年6月29日開催の第35期定時株主総会において年額25,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
4. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額71,640千円(取締役5名)。
 - ・譲渡制限付株式報酬の当事業年度における費用計上額29,835千円(取締役6名)。

④ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役小松三朗氏は、過去に当社及び連結子会社の取締役並びに当社の監査役を歴任されておりますが、2006年6月退任しております。
 - ・取締役中村光央氏は、弁護士法人KURATAの代表社員であります。当社と兼職先との間には特別な利害関係はありませんが、当社と弁護士法人KURATAとの間には、法律顧問契約に基づく法律相談業務の委託契約を締結しております。
 - ・監査役西野彰氏は、税理士法人西野総合会計の代表社員であります。当社と兼職先との間には特別な利害関係はありません。
 - ・監査役粕谷興博氏は、粕谷興博税理士事務所の税理士であります。当社と兼職先との間には特別な利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

| | 出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 |
|---------------|---|
| 社外取締役 小松三朗 | 当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。長年の取締役及び監査役の実験から、会社経営や監査実務等に精通しており、また、鉄鋼流通加工業界についても深い造詣を有しており、当該視点からの監督機能を果たしていただくことを期待しております。当事業年度においては、当該視点からの積極的に意見を述べており、特に鉄鋼流通加工業界について専門的な立場から、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 社外取締役 中村光央 | 当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。弁護士としての経験・識見が豊富であり、法令を含む企業社会全体を踏めた客観的視点で独立性を持って経営の監督機能を果たしていただくことを期待しております。当事業年度においては、当該視点から積極的に意見を述べており、特に企業活動等における法令の解釈や整合性及びガバナンスやコンプライアンスについて、専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 社外監査役 西野彰 | 当事業年度に開催された取締役会18回のうち13回出席し、また、監査役会12回の全てに出席いたしました。公認会計士・税理士の資格を有しており、当該視点からの監督機能を果たしていただくことを期待しております。公認会計士としての専門的な見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においても適宜、必要な発言を行っております。 |
| 社外監査役 粕谷興博 | 当事業年度に開催された取締役会18回のうち14回出席し、また、監査役会12回の全てに出席いたしました。国税局勤務の後、税理士事務所を開業しており税務行政等に豊富な経験を有しており、当該視点からの監督機能を果たしていただくことを期待しております。税理士及び企業税務の専門的な見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においも適宜、必要な発言を行っております。 |

ハ. 法令又は定款に違反する事実その他不当又は不正な業務の執行の予防のために行った行為及び発生後の対応

当事業年度中の2021年7月、当社は、当社の取引先における法人税法違反の捜査の過程で、当社役員及び従業員が当該取引先に対して外注費の過剰支払い、キックバックを受けていた疑いが生じたため、第三者調査委員会を設置し、2021年9月に中間調査報告書、2022年1月に調査報告書を受領いたしました。

各社外取締役及び各社外監査役は、中間調査報告書の受領により詳細な事実を認識したものであり、日頃から取締役会等において法令遵守の重要性について注意喚起を行ってまいりました。事実認識後は、法令遵守の徹底、再発防止に向けた取組みに対して適宜提言を行うなど、その職責を果たしております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

| | 報 酬 等 の 額 |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 48,500千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 48,500千円 |

- (注) 1. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、金融商品取引法に基づく訂正報告書に関する財務諸表等の監査報酬14,000千円を含んでおります。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制
 1. 当社は、コンプライアンスを経営上の最重要課題と位置付け、当社グループの役員及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するための行動規範を倫理規程、就業規則等に規定する。
 2. 当社の内部監査室は、コンプライアンス担当部署と連携の上、当社及び子会社に対する内部監査を実施する。
 3. 当社は、当社グループの役員及び使用人が、直接通報を行う事ができる内部通報制度を設置する。
- ② 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社及び子会社は、取締役会等の重要な会議の議事録のほか、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。当社及び子会社の取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 当社及び子会社の損失の危険に関する規程その他の体制
 1. 当社は、当社及び当社グループのリスク管理について定めるリスク管理規程において、リスク管理責任者及びリスク管理担当者を定め、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
 2. 各取締役は、自らの分掌範囲のリスクに対して責任を持つとともに、全社的なリスクに対しては、必要に応じ委員会を設置し、総合的な対応を図る。
 3. 当社は、不測の事態や危機の発生時に当社グループの事業の継続を図るため、グループの「業務継続計画（BCP）」を策定し、当社及び子会社の役職員に周知する。
- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われる事を確保するための体制
 1. 取締役は、毎年度の経営方針・計画の確実な遂行に向け、各部門の目標を適切に管理し、経営目標の進捗状況については、取締役会等にて随時報告・確認する。
 2. 当社は、取締役の職務権限と担当業務を明確にするために、取締役会規程のほか、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程、稟議規程を制定する。当社子会社においても、その規模等に応じ、当社の規程等に準じた組織規程・職務分掌規程等の整備を行わせるものとする。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 1. 当社及び子会社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制に関する担当部署を設けるとともに、グループ各社の事業に関して監督する取締役を任命し、定期的に業況報告を受ける。
 2. これらの運用を明文化するために制定した「関係会社管理規程」に則して管理運用する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置く事を求めた場合における当該使用人に関する事項、ならびにその使用人の当社及び子会社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
1. 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人の設置について、監査役から要請があった場合は、速やかに適切な人員配置を行う。
 2. 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役が指示した業務については、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。
 3. 監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動・人事評価等については、あらかじめ監査役の同意を要する事とする。
- ⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
1. 当社の取締役及び業務執行を担当する取締役は、監査役の出席する取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
 2. 当社グループの取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第、直ちに当社の監査役又は監査役会に対して報告を行う事とする。
 3. 当社の内部通報制度の担当部署又は内部監査室は、当社グループの役員及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告を行う。
- ⑧ 監査役に報告した者が当該報告した事を理由として不利な取扱いを受けない事を確保するための体制
- 当社は、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をした事を理由として不利な取扱いを行う事を禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底する。
- ⑨ 監査役職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。
- ⑩ その他監査役監査が実効的に行われる事を確保するための体制
1. 取締役は、監査役会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
 2. 当社は、監査役会が、独自に弁護士との顧問契約を締結し、又は、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士の助言を受ける機会を保障する。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
1. 基本的な考え方
当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、不当要求・妨害行為等には毅然とした姿勢で組織的に対応する事を基本方針としております。
 2. 整備状況
当社は、総務部を反社会的勢力対応部署とし、所轄警察署、企業防衛対策協議会及び顧問弁護士等、外部の専門機関と連携をとり、関連情報の収集に努める。また、収集された関連情報は、随時、役員・従業員に周知を図り、反社会的勢力による被害の防止に努める。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

① 取締役の職務執行

取締役は当事業年度に取締役会を18回開催し、経営方針の策定等、経営に関する重要事項を決定するとともに、月次損益の検討・業務執行状況の監督を行っております。また、法令・定款等への適合性及び業務の適正等の観点から審議しております。

② コンプライアンス体制

倫理規定を定め、役員及び従業員に周知するとともに社内の会議等を通じて随時コンプライアンスの啓蒙活動を行っております。また、より具体的な指針としてコンプライアンス・マニュアルを作成し、幅広く周知を図っております。

③ リスク管理体制

管理部門が中心となり、リスク発生の未然防止及びリスク管理に取り組む体制を構築しております。毎年リスクの見直しを行い、企業をとりまく様々なリスクに対応できるよう諸規定の整備や啓蒙活動を進めております。

④ 当社グループにおける業務の適正化

子会社の重要事項の決定については「関係会社管理規程」に従い、当社が事前承認を行い業務の適正を確保しております。また、各代表者より定期的に財務状況・業務執行状況の報告を受け、討議を行っております。なお、内部監査室では子会社を対象に業務遂行状況、コンプライアンスの状況、リスク管理状況等について監査を実施し、取締役会に報告しております。

⑤ 監査役の職務執行

監査役は当事業年度に監査役会を12回開催し、監査方針、監査計画を協議決定しております。また、取締役会その他の重要な会議に出席し、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守について監査を行い、内部監査部門、会計監査人等との情報交換を随時行うとともに主要な事業所等について実地監査を行っております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|------------------------|-------------------|----------------------|-------------------|
| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
| 流 動 資 産 | 52,780,548 | 流 動 負 債 | 38,817,592 |
| 現金及び預金 | 3,313,219 | 買掛金 | 17,804,831 |
| 受取手形 | 8,413,983 | 短期借入金 | 13,200,000 |
| 売掛金 | 17,470,502 | 1年内返済予定の長期借入金 | 1,156,000 |
| 契約資産 | 1,808,711 | リース債務 | 5,302 |
| 商品及び製品 | 13,093,639 | 未払法人税等 | 2,397,827 |
| 原材料及び貯蔵品 | 4,404,093 | 未払消費税 | 143,980 |
| 未成工事支出金 | 3,910,874 | 契約負債 | 1,355,589 |
| その他 | 378,523 | 賞与引当金 | 332,710 |
| 貸倒引当金 | △13,000 | 役員賞与引当金 | 51,810 |
| 固 定 資 産 | 23,750,000 | 未成工事受入金 | 1,323,205 |
| 有 形 固 定 資 産 | 20,941,829 | その他 | 1,046,334 |
| 建物及び構築物 | 7,410,895 | 固 定 負 債 | 3,393,543 |
| 機械装置及び運搬具 | 2,714,132 | リース債務 | 2,492 |
| 土地 | 10,701,334 | 繰延税金負債 | 692,471 |
| 建設仮勘定 | 28,500 | 役員退職慰労引当金 | 115,743 |
| その他 | 86,967 | 退職給付に係る負債 | 1,965,096 |
| 無 形 固 定 資 産 | 61,490 | その他 | 617,740 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 2,746,680 | 負 債 合 計 | 42,211,136 |
| 投資有価証券 | 658,923 | 純 資 産 の 部 | |
| 関係会社株式 | 387,073 | 株 主 資 本 | 34,161,067 |
| 関係会社出資金 | 38,375 | 資本金 | 3,948,829 |
| 保険積立金 | 707,132 | 資本剰余金 | 4,125,190 |
| 繰延税金資産 | 186,788 | 利益剰余金 | 27,891,669 |
| その他 | 1,604,124 | 自己株式 | △1,804,621 |
| 貸倒引当金 | △835,738 | その他の包括利益累計額 | △124,159 |
| 資 産 合 計 | 76,530,549 | その他有価証券評価差額金 | 19,167 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | △143,327 |
| | | 新株予約権 | 9,124 |
| | | 非支配株主持分 | 273,380 |
| | | 純 資 産 合 計 | 34,319,412 |
| | | 負 債 純 資 産 合 計 | 76,530,549 |

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|-------------------------------|------------|
| 売 上 高 | 84,578,747 |
| 売 上 原 価 | 69,982,679 |
| 売 上 総 利 益 | 14,596,067 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 7,734,414 |
| 営 業 利 益 | 6,861,653 |
| 営 業 外 収 益 | 149,478 |
| 営 業 外 費 用 | 210,145 |
| 経 常 利 益 | 6,800,985 |
| 特 別 利 益 | 19,940 |
| 補 助 金 収 入 | 19,940 |
| 特 別 損 失 | 61,326 |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 | 61,326 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 | 6,759,599 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 2,636,425 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △187,852 |
| 当 期 純 利 益 | 4,311,026 |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | 33,820 |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | 4,277,206 |

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | 株主資本合計 |
|---------------------------|-----------|-----------|------------|------------|------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | |
| 2021年4月1日 期首残高 | 3,948,829 | 4,125,190 | 27,221,505 | △4,287,216 | 31,008,308 |
| 誤謬の訂正による累積的影響額 | | | △317,244 | | △317,244 |
| 会計方針変更による累積的影響額 | | | △3,992 | | △3,992 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 3,948,829 | 4,125,190 | 26,900,269 | △4,287,216 | 30,687,071 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △289,508 | | △289,508 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 4,277,206 | | 4,277,206 |
| 自己株式の取得 | | | | △1,053,432 | △1,053,432 |
| 自己株式の処分 | | △4,786 | | 33,840 | 29,054 |
| 自己株式処分差損の振替 | | 4,786 | △4,786 | | - |
| 自己株式の消却 | | | △3,502,187 | 3,502,187 | - |
| 連結範囲の変動 | | | 510,675 | | 510,675 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | | | | | |
| 連結会計年度中の変動額合計 | - | - | 991,400 | 2,482,595 | 3,473,995 |
| 2022年3月31日 期末残高 | 3,948,829 | 4,125,190 | 27,891,669 | △1,804,621 | 34,161,067 |

| | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | | | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|---------------------------|-----------------------|------------------|-------------------|--------|---------|------------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 退職給付に係る 調整累計額 | その他の包括利益 累計額合計 | | | |
| 2021年4月1日 期首残高 | 27,302 | △146,813 | △119,511 | 15,121 | 239,559 | 31,143,478 |
| 誤謬の訂正による累積的影響額 | | | | | | △317,244 |
| 会計方針変更による累積的影響額 | | | | | | △3,992 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 27,302 | △146,813 | △119,511 | 15,121 | 239,559 | 30,822,241 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △289,508 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | | 4,277,206 |
| 自己株式の取得 | | | | | | △1,053,432 |
| 自己株式の処分 | | | | | | 29,054 |
| 自己株式処分差損の振替 | | | | | | - |
| 自己株式の消却 | | | | | | - |
| 連結範囲の変動 | | | | | | 510,675 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | △8,134 | 3,486 | △4,648 | △5,997 | 33,820 | 23,175 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | △8,134 | 3,486 | △4,648 | △5,997 | 33,820 | 3,497,170 |
| 2022年3月31日 期末残高 | 19,167 | △143,327 | △124,159 | 9,124 | 273,380 | 34,319,412 |

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|------------------------|-------------------|----------------------|-------------------|
| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
| 流 動 資 産 | 52,160,638 | 流 動 負 債 | 43,360,997 |
| 現金及び預金 | 1,240,642 | 買掛金 | 14,552,451 |
| 受取手形 | 8,254,700 | 工事未払金 | 6,997,915 |
| 売掛金 | 19,363,627 | 短期借入金 | 13,200,000 |
| 契約資産 | 2,565,838 | 1年内返済予定の長期借入金 | 1,156,000 |
| 商品及び製品 | 12,879,954 | リース債務 | 4,332 |
| 原材料及び貯蔵品 | 4,376,177 | 未払法人税等 | 2,197,726 |
| 未成工事支出金 | 3,092,094 | 契約負債 | 1,355,589 |
| その他 | 399,602 | 未成工事受入金 | 1,304,505 |
| 貸倒引当金 | △12,000 | 賞与引当金 | 218,000 |
| 固 定 資 産 | 22,271,468 | 役員賞与引当金 | 35,820 |
| 有 形 固 定 資 産 | 19,382,853 | その他 | 2,338,657 |
| 建物 | 5,839,343 | 固 定 負 債 | 2,475,033 |
| 構築物 | 1,486,349 | 繰延税金負債 | 402,184 |
| 機械及び装置 | 2,260,709 | 退職給付引当金 | 1,457,108 |
| 車両運搬具 | 45,165 | その他 | 615,740 |
| 工具器具備品 | 66,633 | 負 債 合 計 | 45,836,030 |
| 土地 | 9,656,151 | 純 資 産 の 部 | |
| 建設仮勘定 | 28,500 | 株 主 資 本 | 28,567,784 |
| 無 形 固 定 資 産 | 41,426 | 資本金 | 3,948,829 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 2,847,187 | 資本剰余金 | 4,116,979 |
| 投資有価証券 | 657,723 | 資本準備金 | 4,116,979 |
| 関係会社株式 | 823,243 | 利益剰余金 | 22,306,597 |
| 関係会社出資金 | 38,375 | 利益準備金 | 189,650 |
| 関係会社長期貸付金 | 150,000 | その他利益剰余金 | 22,116,947 |
| 破産更生債権等 | 28,924 | 固定資産圧縮積立金 | 2,448,172 |
| 保険積立金 | 567,765 | 別途積立金 | 15,000,000 |
| その他 | 1,455,048 | 繰越利益剰余金 | 4,668,775 |
| 貸倒引当金 | △873,893 | 自 己 株 式 | △1,804,621 |
| 資 産 合 計 | 74,432,106 | 評価・換算差額等 | 19,167 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 19,167 |
| | | 新 株 予 約 権 | 9,124 |
| | | 純 資 産 合 計 | 28,596,076 |
| | | 負 債 純 資 産 合 計 | 74,432,106 |

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|-------------------------|------------|
| 売 上 高 | 81,789,909 |
| 売 上 原 価 | 68,905,386 |
| 売 上 総 利 益 | 12,884,523 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 6,798,817 |
| 営 業 利 益 | 6,085,705 |
| 営 業 外 収 益 | 205,522 |
| 営 業 外 費 用 | 97,925 |
| 経 常 利 益 | 6,193,302 |
| 特 別 利 益 | 16,078 |
| 関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 戻 入 額 | 3,002 |
| 補 助 金 収 入 | 13,075 |
| 特 別 損 失 | 61,326 |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 | 61,326 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | 6,148,053 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 2,340,656 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △140,217 |
| 当 期 純 利 益 | 3,947,614 |

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 等 | | | | | | | | | |
|-------------------------|-----------|-----------|----------|-----------|-----------|-----------|---------|-------------------|------------|------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | | 利 益 剰 余 金 | | | | 剰 余 金 | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | 固定資産圧縮積立金 | 特別償却準備金 | その他利益剰余金 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 |
| 2021年4月1日 期首残高 | 3,948,829 | 4,116,979 | - | 4,116,979 | 189,650 | 2,543,775 | 16,648 | 12,000,000 | 7,775,689 | 22,525,763 |
| 誤謬の訂正による累積的影響額 | | | | | | | | | △317,244 | △317,244 |
| 会計方針変更による累積的影響額 | | | | | | | | | △53,055 | △53,055 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 3,948,829 | 4,116,979 | - | 4,116,979 | 189,650 | 2,543,775 | 16,648 | 12,000,000 | 7,405,390 | 22,155,464 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | | △289,508 | △289,508 |
| 当期純利益 | | | | | | | | | 3,947,614 | 3,947,614 |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | | | | | | △95,602 | | | 95,602 | - |
| 特別償却準備金の取崩 | | | | | | | △16,648 | | 16,648 | - |
| 別途積立金の積立額 | | | | | | | | 3,000,000 | △3,000,000 | - |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | | | |
| 自己株式の処分 | | | △4,786 | △4,786 | | | | | | |
| 自己株式処分差損の振替 | | | 4,786 | 4,786 | | | | | △4,786 | △4,786 |
| 自己株式の消却 | | | | | | | | | △3,502,187 | △3,502,187 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | | | | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | - | - | - | - | - | △95,602 | △16,648 | 3,000,000 | △2,736,615 | 151,133 |
| 2022年3月31日 期末残高 | 3,948,829 | 4,116,979 | - | 4,116,979 | 189,650 | 2,448,172 | - | 15,000,000 | 4,668,775 | 22,306,597 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|------------|------------|------------------|----------------|--------|------------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | | |
| 2021年4月1日 期首残高 | △4,287,216 | 26,304,354 | 27,302 | 27,302 | 15,121 | 26,346,778 |
| 誤謬の訂正による累積的影響額 | | △317,244 | | | | △317,244 |
| 会計方針変更による累積的影響額 | | △53,055 | | | | △53,055 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | △4,287,216 | 25,934,055 | 27,302 | 27,302 | 15,121 | 25,976,479 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | △289,508 | | | | △289,508 |
| 当期純利益 | | 3,947,614 | | | | 3,947,614 |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | | - | | | | - |
| 特別償却準備金の取崩 | | - | | | | - |
| 別途積立金の積立額 | | - | | | | - |
| 自己株式の取得 | △1,053,432 | △1,053,432 | | | | △1,053,432 |
| 自己株式の処分 | 33,840 | 29,054 | | | | 29,054 |
| 自己株式処分差損の振替 | | - | | | | - |
| 自己株式の消却 | 3,502,187 | - | | | | - |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | | | △8,134 | △8,134 | △5,997 | △14,131 |
| 事業年度中の変動額合計 | 2,482,595 | 2,633,729 | △8,134 | △8,134 | △5,997 | 2,619,597 |
| 2022年3月31日 期末残高 | △1,804,621 | 28,567,784 | 19,167 | 19,167 | 9,124 | 28,596,076 |

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社 アイ・テック
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岩 崎 剛 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 堤 康 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイ・テックの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイ・テック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社 アイ・テック
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岩 崎 剛 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 堤 康 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、株式会社アイ・テックの 2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日までの第 63 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き取締役等から事業の報告を受けるとともに、その業務の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関しましては、当社の過年度の一部における不適切な取引について、当時取締役であった者が関与していたとの指摘を第三者調査委員会から受けております。これに関して、取締役の職務執行につき、かかる関与があったことを確認しました。上記を除き、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行については、2022年1月18日に公表しました第三者調査委員会の調査報告書において指摘されている通り、当時取締役であった者による不十分な運用が判明しており、これを踏まえて取締役会は2022年2月28日に再発防止策及びモニタリング委員会の設置を公表しております。監査役会はこの再発防止策の監視、検証をしております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

株式会社アイ・テック 監査役会
 常勤監査役 伊藤 雅 啓 ⑩
 社外監査役 西野 彰 ⑩
 社外監査役 粕谷 興 博 ⑩

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は株主の皆様にご業績に応じた利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、企業体質の強化及び将来の事業展開等を総合的に勘案し配当を行う事を基本方針としております。

これらの基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき70円 総額は546,999,180円
なお、中間配当金として1株につき20円を実施しておりますので、当期の年間配当金は1株につき90円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月30日といたします。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第19条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第19条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: right;">（新 設）</p> <p style="text-align: right;">（新 設）</p> <p style="text-align: right;">（新 設）</p> | <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p><u>（電子提供措置等）</u> 第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p><u>（附則）</u> <u>（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）</u> 第1条 定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第19条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。 3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者 番号 | ふ り が な 氏 名 (生年月日) | 略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況) | 所有する当社 株式の数 |
|-----------|--|--|----------------|
| 1 | おお はた えい いち 大 畑 榮 一 (1929年11月15日生) | 1960年10月 当社設立と同時に取締役 1973年 5月 当社代表取締役専務 1974年 4月 当社代表取締役社長 2015年 6月 当社代表取締役会長 現在に至る (重要な兼職の状況) 静清鋼業(株)代表取締役 (株)浜松アイ・テック代表取締役 大川スチール(株)代表取締役 (株)オーエーテック代表取締役 | 355,544株 |
| 2 | おお はた だい すけ 大 畑 大 輔 (1982年2月3日生) | 2004年 4月 当社入社 2005年12月 当社営業統括部次長 2007年 6月 当社取締役 2011年 6月 当社事業本部長補佐兼営業統括部長 2013年 6月 当社専務取締役 2014年 6月 当社代表取締役副社長 事業本部長 現在に至る 2015年 6月 当社代表取締役社長 現在に至る (重要な兼職の状況) (株)OEホールディングス代表取締役 (株)ODホールディングス代表取締役 (株)相模鋼材商会代表取締役 | 1,060,220株 |
| 3 | ふし み よし かつみ 伏 見 好 史 (1961年11月3日生) | 1985年 4月 当社子会社入社 1993年12月 当社経理部転籍 2004年 4月 当社経理部長 2008年 6月 当社経営企画部長 2009年 8月 当社経理部長 2011年 6月 当社取締役 2012年 6月 当社管理本部長 現在に至る 2013年 6月 当社常務取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) (株)オーエーテック代表取締役 | 24,800株 |

| 候補者番号 | ふりがな氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社株式の数 |
|-------|---|--|------------|
| 4 | つぶらや さとし 円谷 哲 (1955年3月4日生) | 1988年10月 当社入社 1996年5月 当社東埼玉支店長 1998年10月 当社関東支店長 2009年4月 当社東京支店長 2011年6月 当社取締役 2021年6月 当社常務取締役東京支社長 現在に至る | 8,300株 |
| 5 | しむら たいち 志村 太一 (1967年1月6日生) | 1992年3月 当社入社 2004年9月 当社福井支店長 2009年8月 当社大阪支店長 2015年6月 当社営業統括部長 現在に至る 2017年6月 当社取締役 現在に至る 2021年6月 当社事業本部副本部長兼営業統括部長 現在に至る | 15,500株 |
| 6 | こまつ さぶろう 小松 三朗 (1936年4月28日生) | 1959年1月 当社入社 1971年6月 当社取締役営業部次長 1976年3月 当社常務取締役神奈川支店長 1998年6月 当社監査役 2006年6月 当社監査役 退任 2017年6月 当社取締役 現在に至る | 5,920株 |
| 7 | なかむら あきひろ 中村 光央 (1951年12月13日生) | 1982年4月 静岡県弁護士会弁護士登録 1985年4月 中央法律事務所開設 現在に至る 2017年4月 弁護士法人KURATA設立 現在に至る 2019年6月 当社取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 弁護士法人KURATA代表社員 | 一株 |
| 8 | ※ いまづ やすてる 今津 泰輝 (1976年10月6日生) | 2003年10月 東京弁護士会弁護士登録 2009年10月 今津法律事務所開設 現在に至る 2016年12月 弁護士法人今津法律事務所代表社員就任 現在に至る (重要な兼職の状況) 弁護士法人今津法律事務所代表社員 | 一株 |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありませんが、中村光央氏の所属する弁護士法人と当社の間には、法律顧問契約に基づく法律相談業務の委託の取引関係があります。
3. 小松三朗氏、中村光央氏及び今津泰輝氏は、社外取締役候補者であります。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

4. 小松三朗氏は、過去に当社及び連結子会社の取締役並びに当社の監査役を歴任され、会社経営や監査実務等において精通しており、また、鉄鋼流通加工業界についても深い造詣を有しております。これらの幅広い知識・経験を当社の経営に活かしていただけることを期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって5年となります。
5. 中村光央氏は、過去に直接経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての経験・識見が豊富であり、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性を持って経営の監視を果たしていただくことを期待しております。上記の理由により、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたします。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって3年となります。
6. 小松三朗氏及び中村光央氏が当社の社外取締役として在任中の2021年7月、当社は、当社の取引先における法人税法違反の捜査の過程で、当社役員及び従業員が当該取引先に対して外注費の過剰支払い、キックバックを受けていた疑いが生じたため、第三者調査委員会を設置し、2021年9月に中間調査報告書、2022年1月に調査報告書を受領いたしました。各社外取締役は、中間調査報告書の受領により詳細な事実を認識したものであり、日頃から取締役会等において法令遵守の重要性について注意喚起を行ってまいりました。事実認識後は、法令遵守の徹底、再発防止に向けた取組みに対して適宜提言を行うなど、その職責を果たしております。
7. 今津泰輝氏は、過去に直接経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての経験・識見が豊富であり、会社法や企業のリスクマネジメント等に精通しており、企業経営の諸問題に対し適切な解決策をご提案いただけるものと期待しております。上記の理由により、取締役会の監督機能の強化に貢献していただけると判断し社外取締役として選任をお願いするものであります。
8. 当社は、小松三朗氏及び中村光央氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、今津泰輝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
9. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の13頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
 つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。
 なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
 監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況) | 所有する当社株式の数 |
|-------|-------------------------------------|--|------------|
| 1 | いとう まさひろ 伊藤 雅啓 (1955年9月5日生) | 1984年1月 当社子会社入社 1994年2月 当社経営企画部転籍 1994年4月 当社経営企画部課長に就任 2005年4月 当社経営企画部次長に就任 2018年6月 当社常勤監査役 現在に至る | 700株 |
| 2 | にし の あきら 西野 彰 (1974年9月23日生) | 1999年10月 監査法人トーマツ東京事務所入所 2004年1月 西野雄介税理士事務所（現税理士法人西野総合会計）入所 2005年3月 静岡監査法人入所 現在に至る 2009年7月 税理士法人西野総合会計代表社員 現在に至る 2010年6月 当社監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) 税理士法人西野総合会計 代表社員 | 一株 |
| 3 | かす や おきひろ 粕谷 興博 (1949年7月10日生) | 2005年7月 津島税務署長就任 2009年8月 粕谷興博税理士事務所開業 現在に至る 2014年6月 当社監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) 粕谷興博税理士事務所 税理士 | 一株 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 西野彰氏、粕谷興博氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 西野彰氏は、公認会計士の資格を持ち、会計面からの高度なアドバイスを期待しております。また、同氏は、会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役の職務を遂行できると判断いたします。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって12年となります。
 4. 粕谷興博氏は、税理士の資格を持ち、税理士として高度な見識と長年の豊富な経験により、社外監査役としての経営の監視や適切な助言をいただけるものとして選任をお願いするものであります。また、同氏は、会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役の職務を遂行できると判断いたします。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって8年となります。
 5. 西野彰氏及び粕谷興博氏が当社の社外監査役として在任中の2021年7月、当社は、当社の取引先における法人税法違反の捜査の過程で、当社役員及び従業員が当該取引先に対して外注費の過剰支払い、キックバックを受けていた疑いが生じたため、第三者調査委員会を設置し、2021年9月に中間調査報告書、2022年1月に調査報告書を受領いたしました。各社外監査役は、中間調査報告書を受領により詳細な事実を認識したものであり、日頃から取締役会等において法令遵守の重要性について注意喚起を行ってまいりました。事実認識後は、法令遵守の徹底、再発防止に向けた取組みに対して適宜提言を行うなど、その職責を果たしております。
 6. 当社は、西野彰氏及び粕谷興博氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の13頁に記載のとおりです。監査役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
 また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

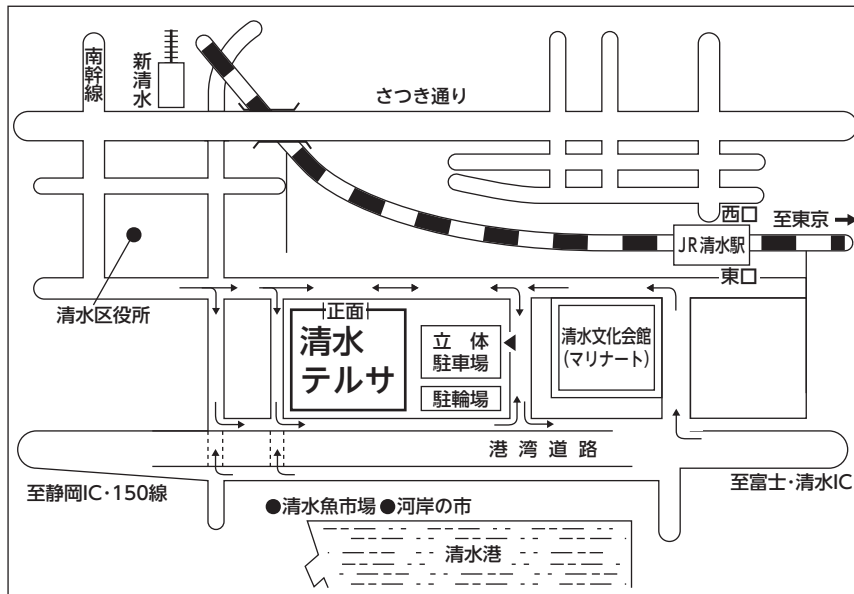
以上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

第63期定時株主総会会場ご案内図

(会場) 静岡県静岡市清水区島崎町223番地
静岡市東部勤労者福祉センター 清水テルサ 7階
TEL 054-355-3111



(交通) JR東海道本線清水駅東口 (みなと口) より徒歩3分

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。